

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の見直し内容

令和 7 年 8 月 29 日
文 部 科 学 省

1. 政策上の要請及び現状の課題

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本法人」という。）は、国の特別支援教育の充実のための政策を実施する機関として、特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターである。

少子化により義務教育段階の児童生徒の数が減少する一方で、特別支援教育を必要とする児童生徒は直近 10 年間で倍増しており、特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒、それぞれが増加している。また、令和 4 年度に実施した調査によれば、通常の学級において「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒は、小・中学校において全体の 8.8%、高等学校においては全体の 2.2%となっており、こうした児童生徒に対する特別な教育的支援の必要も高まっていると考えられる。

こうした中、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実は、その重要性を一層増している。

特に、小・中・高等学校の通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることも踏まえ、通常の学級の担任を含む全ての教員が特別支援教育に関する専門性を確保・向上させることが課題であり、全ての学校現場において取組が求められている。また、GIGA スクール構想のもと、特別支援学校等の児童生徒にも 1 人 1 台端末が整備された一方、障害のある児童生徒に対する ICT の活用状況には、障害のない児童生徒と比較して課題がある。

更に、令和 3 年の中央教育審議会答申により、学校現場では「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実の実現に向けた学びの変革が求められている。また、足元では、次期学習指導要領改訂に向けて、デジタル学習基盤を前提とした学習指導要領の構造化に向けて同審議会での審議が行われているところであり、全国あらゆる特別支援教育の現場において、これらの動きを踏まえた、デジタル学習基盤を前提とした学びの変革が求められている。

本法人にも、こうした特別支援教育を取り巻く情勢の変化を踏まえた研究・研修・情報発信の取組が求められる。

次期中期目標期間においては、次期学習指導要領の改訂に向けた議論や教員の採用・養成・研修の在り方等に関する最新の動向を踏まえつつ、これまでの本法人の取組を一層発展させることで、特別支援教育を担う教師を支え、以下に示すような他の機関では担うことが困難な取組を進める必要がある。

- ・ 教育現場が直面している課題に対して、国の政策動向を踏まえつつ、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた学びを実現するための実践的な研究を行うこと。特に、国や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進に取り組むこと。
- ・ 通常学級も含めた、特別支援教育に携わる全ての教員の専門性向上を支援するため、これらの教員の支援に着実に取り組むとともに、各都道府県等における特別支援教育の実践の推進等に寄与するため、研修内容の見直しを図ること。
- ・ ウェブサイトや SNS 等を含む特別支援教育に関する情報普及の充実や、それによる自治体・学校への支援を更に進めるとともに、教員や保護者の理解促進が図られるような戦略的な情報発信に取り組むこと。
- ・ 国の政策立案との関わりを踏まえながら、諸外国の特別支援教育の動向の把握・分析について、適切なリソース配分も意識しつつ行うこと。
- ・ 老朽化した施設・設備の計画的な改修・更新及び有効活用を推進すること。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定）や「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 28 年 10 月 12 日改定）を踏まえ、独立行政法人は情報セキュリティ対策を講じることが求められている。

2. 講ずるべき措置

本法人に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（1）中長期目標期間

本法人は、業務の中核として、国内外の特別支援教育の動向の把握・分析を行いつつ、特別支援教育に関する実践的な研究を総合的に行う必要があり、研究成果を得る

ためには相応の期間を必要とすることから、中期目標期間を5年とする。

（２）中長期目標の方向性

次期中期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を具体的に示した指標を設定することとする。

○ 国・教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、文部科学省と緊密に連携し、国・教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を推進する。特に以下の点について、重点的に取り組むこととする。

- ・ 障害種の枠にとらわれることなく、特別支援教育をめぐる将来的な動向や課題も見据えた最先端の実践的な研究を実施する。その際、アウトカムを意識し、学校現場の変革につながる研究活動に集中的に取り組む。
- ・ 通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や、デジタル学習基盤を前提とした特別支援教育における学びの変革を実現するための研究を実施する。
- ・ 学校現場や保護者を意識した分かりやすい研究成果の取りまとめ・公表に努めるとともに、文部科学省と一層緊密に連携し、当該成果の国の政策立案への寄与について具体的に把握するよう努める。
- ・ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研究については、柔軟に対応すべく体制を構築する。

○ 特別支援教育に携わる全ての教師の専門性向上等のための研修実施

教員の採用・養成・研修の在り方等に関する最新の動向を踏まえながら、特別支援教育の現場での実務経験を有する研究職員が多数在籍する強みを活かし、理論と実務との架け橋となる実践的・専門的な研修を実施する。特に以下の点について、重点的に取り組むこととする。

- ・ 他の研修施設等には無い研修効果が得られるよう、対面とオンラインのベストミックスを意識しつつ、研修内容の見直しや対象となる教員等の検討を進める。
- ・ あらゆる研修事業において、学校現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提とした研修を進める。
- ・ 特別支援教育の現場において、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、多様な課題に柔軟に対応でき、現場に必要とされる研修が機動的

に実施できる組織体制を整備する。

○ 研究力の向上に向けた体制整備

- ・ 研究所に隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を引き続き進めるとともに、学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進する。
- ・ 大学・研究機関・民間企業等と組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進する。また、研究者が創意工夫しながら行う多様な研究のさらなる研究力の向上につなげるため、適切な評価を行う。
- ・ 研究活動について、研究費が公費で賄われている研究課題においては、透明性・効率性・信頼性の確保を図る。

○ 運営及び組織に関する取組

- ・ 政策実施機能の最大化のため、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び組織のマネジメント機能を一層強化する。特に組織のマネジメントについては、全ての職員の意識向上のため、計画的な研修や交流人事等に努める。
- ・ 業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、デジタルの活用を前提とした業務改善を更に推進する。
- ・ 研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進するとともに、その有効活用手法について検討し、実践する。

○ 財務内容の改善に関する取組

- ・ 外部競争的資金の獲得や施設・整備の有効活用等により、自己収入の拡大に向けて取り組む。

○ 情報セキュリティ対策の推進

- ・ 引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿って本法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、必要となる情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合は、組織として迅速に対応する。